

○南島原市社会体育施設条例施行規則

平成18年3月31日

教育委員会規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、南島原市社会体育施設条例（平成18年南島原市条例第87号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理員)

第2条 南島原市社会体育施設（以下「体育施設」という。）に管理員を置くことができる。

(利用の申請)

第3条 体育施設（附属設備等を含む。以下同じ。）を利用しようとする者は、南島原市社会体育施設利用許可申請書（様式第1号）を教育委員会へ提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請は、利用しようとする日の前月の1日から前日までの期間内にしなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第4条 教育委員会は、体育施設の利用を許可したときは、南島原市社会体育施設利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 プールを個人で利用するときは、前条及び前項の規定にかかわらず、プール利用者名簿に必要な事項を記入するものとする。

(使用料の免除)

第5条 条例第11条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会で利用するとき。
- (2) 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会で利用するとき。
- (3) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会で利用するとき。
- (4) 県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会の市出身選手を強化するため一定期間利用するとき。
- (5) 市内の国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用するとき。
- (6) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用するとき。

(7) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第6条 条例第12条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、南島原市社会体育施設使用料還付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(利用者等の守るべき事項)

第7条 利用者及び入場者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設及び附属設備以外のものを利用しないこと。
- (2) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をし、又は寄附行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 利用後の後片付け、清掃、火気の点検、消灯及び施錠の点検を行うこと。
- (6) ごみ（缶、ビン等）は持ち帰ること。
- (7) 利用申込みの取消しをするときは、速やかに教育委員会へ届け出ること。
- (8) その他関係職員又は管理員の指示に従うこと。

(損壊等の届出)

第8条 体育施設を損傷し、又は滅失したときは、速やかに関係職員又は管理員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の指示)

第9条 教育委員会は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、現に利用している体育施設に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(免責)

第10条 利用者又は入場者の不注意その他教育委員会の責めに帰することができない事故に対しては、市は、その責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第11条 条例第16条第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「様式第1号」とあるのは「様式第1号に準じて指定管理者が定める様式」と、第4条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「様式第2号」とあるのは「様式第2号に準じて指定管理者が定める様式」と、第6条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「第12条ただし書」とあ

るのは「第19条」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「様式第3号」とあるのは「様式第3号に準じて指定管理者が定める様式」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条第7号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条中「教育委員会」とあるのは「教育委員会及び指定管理者」と、第10条中「教育委員会」とあるのは「教育委員会又は指定管理者」と、「市」とあるのは「市又は指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の深江町体育館の設置及び管理運営に関する条例施行規則（昭和58年深江町規則第11号）、深江町町民運動場使用規則（昭和53年深江町教育委員会規則第3号）、有家町社会体育施設の管理使用に関する規則（昭和56年有家町教育委員会規則第1号）、西有家町社会体育施設の管理使用に関する規則（昭和57年西有家町教育委員会規則第2号）、西有家町B&G海洋センター規則（昭和57年西有家町教育委員会規則第3号）、西有家町見岳地区社会体育用プール管理規則（昭和60年西有家町教育委員会規則第2号）、北有馬町社会体育施設の設置及び管理等に関する条例施行規則（平成17年北有馬町規則第3号）、ふれあい交流広場の設置及び管理等に関する条例施行規則（平成6年北有馬町規則第6号）、南有馬町運動公園使用規則（昭和58年南有馬町教育委員会規則第1号）、南有馬町武道館使用規則（平成15年南有馬町教育委員会規則第3号）、南有馬町民プール管理運営規則（平成3年南有馬町教育委員会規則第2号）、口之津町体育施設の管理規則（昭和53年口之津町教育委員会規則第4号）、口之津町民プール規則（昭和63年口之津町教育委員会規則第1号）、加津佐勤労者体育館の設置及び管理運営に関する条例施行規則（平成15年加津佐町規則第8号）、加津佐町B&G海洋センター使用規則（昭和55年加津佐町教育委員会規則第8号）又は加津佐町弓道場使用規則（平成10年加津佐町規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年8月29日教育委員会規則第40号）

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日教育委員会規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月26日教育委員会規則第3号）

この規則は、令和3年5月26日から施行する。

附 則（令和3年10月1日教育委員会規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、第2条の規定による改正前の南島原市公民館条例施行規則、第3条の規定による改正前の南島原市口之津図書館ホール利用条例施行規則、第4条の規定による改正前の南島原市深江ふるさと伝承館条例施行規則、第5条の規定による改正前の南島原市原城オアシスセンター条例施行規則、第6条の規定による改正前の南島原市ありえコレジヨホール条例施行規則、第7条の規定による改正前の南島原市北有馬ピロティー文化センター日野江条例施行規則、第8条の規定による改正前の南島原市加津佐青年・婦人会館条例施行規則、第9条の規定による改正前の南島原市地域住民センター条例施行規則、第10条の規定による改正前の南島原市社会体育施設条例施行規則、第11条の規定による改正前の南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則及び第15条の規定による改正前の南島原市アートビレッジ・シラキノ条例施行規則の規定に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加えて、使用することができる。

附 則（令和8年3月27日教育委員会規則第3号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

南島原市教育委員会 様

申請者 住所
氏名
電話番号 ()

南島原市社会体育施設利用許可申請書

社会体育施設の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名						利用者数	人			
団体代表者氏名						電話番号				
利用施設名	1 グラウンド 2 グラウンド夜間照明 3 テニスコート 4 テニスコート夜間照明 5 体育館 6 武道館 7 弓道場 8 その他 ()					面 コート				
利用目的										
利用日時	月					照明利用	利 用 時 間			
	日	日	日	日	日		時	分	時	分
	日	日	日	日	日		時	分	時	分
	日	日	日	日	日		時	分	時	分
使 用 料	有料・免除 (理由)	時間×	回×	円＝		円	合 計			
		時間×	回×	円＝		円				
備 考						受付者				

太線内は記入しないこと。

使用料の免除理由

- 1 市又は教育委員会と共催する事業、行事又は大会
- 2 市スポーツ協会が主催又は共催する事業、行事又は大会
- 3 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が主催する事業、行事又は大会
- 4 県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会の市出身選手の強化
- 5 市内の国公立の学校又は学校法人が設立した学校の学校行事として利用
- 6 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- 7 その他

(本人控)

年 月 日

申請者 様

南島原市教育委員会 印

年 月 日付 申請の社会体育施設利用について、下記のとおり許可します。なお、利用にあたっては、下記の利用条件を遵守するとともに教育委員会（管理員）の指示に従ってください。

記

利用団体名		利用者数	人						
団体代表者氏名		電話番号							
利用施設名	① グ라운드 ② グ라운드夜間照明 ③ テニスコート ④ テニスコート夜間照明 ⑤ 体育館 ⑥ 武道館 ⑦ 弓道場 ⑧ その他（ ）		面						
利用目的			コート						
利用日時	月		照明利用	利 用 時 間					
	日	日	日	日	日	時	分～	時	分
	日	日	日	日	日	時	分～	時	分
	日	日	日	日	日	時	分～	時	分
使 用 料	有料・免除 (理由)	時間×	回×	円＝	円	合 計			
		時間×	回×	円＝	円				
備 考						受付者			

- 1 団体の代表者は、利用者の指導・監督など一切の責任を持つこと。
- 2 許可を受けた利用権利を転貸・譲渡しないこと。
- 3 施設設備・器具等を破損又は亡失したときは、直ちに教育委員会に連絡をし、損害額を弁償するか原形に復すること。
- 4 利用時間を厳守し、利用後は整理清掃を行い、ゴミは必ず持ち帰ること。
- 5 利用許可書を交付した後であっても、やむを得ない理由が発生した場合は、当日の利用許可を取り消すことがある。
- 6 施設を利用するときは、利用許可書を管理員に提示し、必ず指示に従うこと。
- 7 喫煙は所定の場所で行うこと。
- 8 他の利用活動を妨げたり、風紀を乱さないこと。
- 9 団体の代表者は必ず利用日誌をつけること。

※ 許可条件に違反があった場合は、今後の利用を禁止する場合があります。

様式第3号（第6条関係）

南島原市社会体育施設使用料還付申請書

年 月 日

南島原市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
電 話

㊤

社会体育施設の使用料について、下記により還付くださるよう申請します。

記

1 利 用 予 定 年 月 日	年 月 日
2 納 付 年 月 日	年 月 日
3 利用を取り止めた施設	
4 利用を取り止めた理由	

振込先	金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義
	銀行 農協	支店	普 当		

※印欄は、記入しないでください。

※ 既納の使用料	円
※ 還 付 額	円